

四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月28日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第45号

四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則（平成20年四日市市規則第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（動物の愛護及び管理に関する法律に関する事務）</p> <p>第11条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この条において「法」という。）及び三重県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和56年三重県条例第33号。以下この条において「条例」という。）に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(5)まで （略）</p> <p>(6) <u>法第16条第1項（法第24条の4第1項</u>において準用する場合を含む。）の規定による第一種動物取扱業者の廃業等の届出の受理に関すること。</p> <p>(7)及び(8) （略）</p> <p>(9) <u>法第21条の5第2項</u>の規定による<u>動物</u>の種類ごとの数等の届出の受理に関すること。</p> <p>(10) <u>法第22条の6</u>の規定による検</p>	<p>（動物の愛護及び管理に関する法律に関する事務）</p> <p>第11条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この条において「法」という。）及び三重県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和56年三重県条例第33号。以下この条において「条例」という。）に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(5)まで （略）</p> <p>(6) <u>法第16条第1項（法第24条の4</u>において準用する場合を含む。）の規定による第一種動物取扱業者の廃業等の届出の受理に関すること。</p> <p>(7)及び(8) （略）</p> <p>(9) <u>法第22条の6第2項</u>の規定による<u>犬猫等</u>の種類ごとの数等の届出の受理に関すること。</p> <p>(10) <u>法第22条の6第3項</u>の規定に</p>

案書又は死亡診断書の提出の命令に関すること。

(11) 法第23条第1項(法第24条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定による動物の管理の方法等の改善勧告に関すること。

(12) (略)

(13) 法23条第3項(第24条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定による第一種動物取扱業者が期限内に勧告に従わなかった旨の公表に関すること。

(14) 法第23条第4項(法第24条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定による措置命令に関すること。

(15) 法第24条第1項(法第24条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定による第一種動物取扱業からの報告徴収及び事業所等への立入検査に関すること。

(16) 法第24条の2第1項の規定による第一種動物取扱業者であった者に対する勧告に関すること。

(17) 法第24条の2第2項の規定による勧告に従わない第一種動物取扱業者であった者に対する措置命令に関すること。

(18) 法第24条の2第3項の規定による第一種動物取扱業者であった者に対する飼養施設の状況等の報告要求及び立入検査に関すること。

による検案書又は死亡診断書の提出の命令に関すること。

(11) 法第23条第1項(法第24条の4において準用する場合を含む。)の規定による動物の管理の方法等の改善勧告に関すること。

(12) (略)

(13) 法第23条第3項(法第24条の4において準用する場合を含む。)の規定による措置命令に関すること。

(14) 法第24条第1項(法第24条の4において準用する場合を含む。)の規定による第一種動物取扱業からの報告徴収及び事業所等への立入検査に関すること。

(19) 法第24条の2の2の規定による第二種動物取扱業届出書の受理に関すること。

(20) (略)

(21) 法第25条第1項の規定による周辺の生活環境を損ねている者に対する指導又は助言に関すること。

(22) 法第25条第2項及び第3項の規定による周辺の生活環境を損ねている者に対する勧告及び命令に関すること。

(23) 法第25条第4項の規定による虐待のおそれがある事態を生じさせている者に対する措置命令又は勧告に関すること。

(24) 法第25条第5項の規定による動物の飼養又は保管をしている者に対する飼養施設の状況等の報告要求及び立入検査に関すること。

(25) (略)

(26) (略)

(27) (略)

(28) (略)

(29) (略)

(30) (略)

(31) (略)

(32) (略)

(33) (略)

(34) (略)

(35) (略)

(36) (略)

(37) (略)

(15) 法第24条の2の規定による第二種動物取扱業届出書の受理に関すること。

(16) (略)

(17) 法第25条第1項及び第2項の規定による周辺の生活環境を損ねている者に対する勧告及び命令に関すること。

(18) 法第25条第3項の規定による虐待のおそれがある事態を生じさせている者に対する措置命令又は勧告に関すること。

(19) (略)

(20) (略)

(21) (略)

(22) (略)

(23) (略)

(24) (略)

(25) (略)

(26) (略)

(27) (略)

(28) (略)

(29) (略)

(30) (略)

(31) (略)

<u>(38)</u> (略)	<u>(32)</u> (略)
<u>(39)</u> (略)	<u>(33)</u> (略)
<u>(40)</u> (略)	<u>(34)</u> (略)
<u>(41)</u> (略)	<u>(35)</u> (略)

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

(健康福祉部衛生指導課)